

十日町市発注土木工事の提出書類一覧(受注者用)

令和5年4月版

- ・本表は、新潟県土木工事標準仕様書を適用する工事の契約時、施工時、完成時において、提出、提示が必要な書類を明示します。
- ・工事の種類や内容により、省略できたり追加になる場合がありますので、事前に市の監督員等と協議の上提出してください。
- ・下請決定通知書(別紙様式3)については、平成29年4月1日以降の契約工事から廃止されています。

区分	提出書類	適用条件(内容)	根拠(基準)	提出時期	備考	当初設計額500万円未満での省略	
施工管理関係	1 工事着手届	現場代理人、主任技術者(監理技術者)を記入 主任技術者(監理技術者)の資格証の写しを添付	財務規則	契約後7日以内	第179条 (工事着手届)	不可	
	2 当初工程表	請負金額50万円以上の工事は、工事着手届と同時に提出	建設工事請負基準 約款	契約後7日以内	第3条 (工程表及び工事費 内訳書)	不可	
	3 工事測量	測量実施後	新潟県標準仕様書 (県準拠)	現場着手時 まで	仕様書1-1-1-44 工事測量	不可 総括報告表による	
	4 設計図書の照査結果	照査範囲は設計図書の照査ガイドラインの示す範囲 ただし、建築工事等においては提出不要	新潟県標準仕様書 (県準拠)	現場着手時 まで	仕様書1-1-1-3 設計図書の照査等	不可 総括報告表による	
	5 架空線等上空施設、地下埋設物等 の調査結果	工事現場、資材置き場等、工事に係る全ての架空線等上空 施設 地下埋設物等が予想される場合	新潟県標準仕様書 (県準拠)	現場着手時 まで	仕様書1-1-1-33 工事中の安全確保	不可 総括報告表による	
	6 施工計画書 変更施工計画書(変更の部分のみ追 加)	原則として当初設計金額500万円以上の工事 仕様書に規定する(1)~(15)の事項に加え提出書類「施工管 理関係6~10」の事項についても記述して提出	新潟県標準仕様書 (県準拠)	契約後30日 以内・変更 の場合は速 やかに変更 部分のみ提出	仕様書1-1-1-5 施工計画書	可能	
	7 現場環境改善	現場環境改善の内容 現場環境改善費が計上されている場合は、費用計上項目を 明記					可能
	8 段階確認、施工状況把握の事前報告	種別、細別、施工予定時期等	新潟県標準仕様書 (県準拠) 土木工事監督技術 基準		仕様書1-1-1-23 監督員による検査(確 認を含む)及び立会 等 基準 別表2、別表3	不可 総括報告表による	
	9 安全に関する計画	安全、訓練等の具体的な計画	新潟県標準仕様書 (県準拠)		仕様書1-1-1-33 工事中の安全確保	不可 総括報告表による	
	10 火気に関する計画	火気を使用する場合は、使用場所、日時、消火施設等	新潟県標準仕様書 (県準拠)		仕様書1-1-1-34 爆発及び火災の防止	不可 総括報告表による	
	11 輸送計画	土砂や資材を大量に輸送する工事の場合、交通対策等	新潟県標準仕様書 (県準拠)		仕様書1-1-1-39 交通安全管理	可能	
	12 工事打合せ簿	発注者と受注者の間において、施工に必要な事項について書 面により行うもの	新潟県標準仕様書 (県準拠)		対象工種、 案件の着手 時まで	仕様書1-1-1-2 用語の定義	不可 メールによる打合 せ可(押印不要)
	13 材料確認書	仕様書第2編表2-1-1及び設計書で指定した材料の証明を 事前に提出	新潟県標準仕様書 (県準拠) 土木工事監督技術 基準		工事材料を 使用するま で	仕様書2-1-2-4 工事材料の品質 基準 様式5	不可 メールによる打合 せ可(押印不要)
	14 中止期間中の維持・管理に関する基本 計画書	工事の一時中止がある場合、中止期間中の維持管理に関し て基本計画書を作成し提出	新潟県標準仕様書 (県準拠)		中止の通知 を受けたら 速やかに	仕様書1-1-1-16 工事の一時中止	不可
	15 履行状況報告書	監督員が工程を把握し、必要に応じ工事進捗の指示を行うた めの書類(工期の中間時点及び監督員の指示した時点)	建設工事請負基準 約款 新潟県標準仕様書 (県準拠)		竣工時	第11条 (履行報告) 仕様書1-1-1-31 履行報告	可能
	16 段階確認書	段階確認が必要な工事 段階確認前に「段階確認願」として提出	新潟県標準仕様書 (県準拠)		竣工時	仕様書1-1-1-23 監督員による検査(確 認を含む)及び立会 等	不可 メールによる打合 せ可(押印不要)
	17 休日・夜間作業届	官公庁の休日または夜間に作業を行なう場合、作業前に提出 (施工計画書等で事前に報告してある場合は除く)	新潟県標準仕様書 (県準拠)	竣工時	仕様書1-1-1-43 施工時期及び施工時 間の変更	不可 メールによる打合 せ可(押印不要)	
	18 工程管理書類	計画工程に実施工程を対比して記入したも の(ネットワークまたはバーチャート)	新潟県標準仕様書 (県準拠)	竣工時	仕様書1-1-1-30 施工管理	バーチャート等の 簡易なもので可	
	19 出来形管理書類	出来形管理基準等に定める測定項目及び測定基準により、設 計値と実測値を対比し出来形管理を行ったもの(出来形管理 図・展開図など)	新潟県標準仕様書 (県準拠)	竣工時	仕様書1-1-1-30 施工管理	出来形図で可	
	20 品質管理書類	品質管理基準等に定める試験項目、試験方法及び試験基準 により品質管理をおこなったもの(品質管理図表、試験成績表 など)	新潟県標準仕様書 (県準拠)	竣工時	仕様書1-1-1-30 施工管理	簡易な表形式で 可	

十日町市発注土木工事の提出書類一覧(受注者用)

令和5年4月版

- ・本表は、新潟県土木工事標準仕様書を適用する工事の契約時、施工時、完成時において、提出、提示が必要な書類を明示します。
- ・工事の種類や内容により、省略できたり追加になる場合がありますので、事前に市の監督員等と協議の上提出してください。
- ・下請決定通知書(別紙様式3)については、平成29年4月1日以降の契約工事に廃止されています。

区分	提出書類	適用条件(内容)	根拠(基準)	提出時期	備考	当初設計額500万円未満での省略
施工管理関係	21 材料品質証明書類	仕様書第2編表2-1-1に関する材料の品質証明(材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を保管し、監督員または検査職員の請求があった場合は提示)	新潟県標準仕様書(県準拠)	竣工時	仕様書2-1-2-1 工事材料の品質	不可
	22 写真管理書類	工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所等について、写真管理基準(案)により施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を撮影したもの	新潟県標準仕様書(県準拠)	竣工時	仕様書1-1-1-30 施工管理	不可
	23 安全管理書類	各種の安全確保に関する活動記録や安全教育および安全訓練等の実施状況について記録した資料を整備および保管し、監督員または検査職員の請求があった場合に提示	新潟県標準仕様書(県準拠)	竣工時	仕様書1-1-1-33 工事中の安全確保	不可
	24 現場発生品調書	設計図書に定められたもの、またはそれ以外のものが発生した場合	新潟県標準仕様書(県準拠)	竣工時	仕様書1-1-1-20 工事現場発生品 任意様式	不可
	25 工事特性、創意工夫、社会性資料	工事完成時に提出		竣工時	仕様書1-1-1-26 工事完成検査	対象外
	26 工事履行届	すべての工事	建設工事請負基準約款	竣工後速やかに	第11条(履行報告)	不可
施工体制関係	1 施工体制台帳(写し)、施工体系図(写し)	請負工事を施工するための下請け契約を締結した場合作成(内容の変更があるたび)	新潟県標準仕様書(県準拠)	下請契約を締結したとき速やかに	仕様書1-1-1-12 施工体制台帳及び施工体系図	不可(すべて提出)
	2 市外企業等下請報告書	市外企業を選定した場合は、その下請契約先や選定理由などを記入した別紙「市外企業等下請報告書」を監督員へ提出	十日町市建設工事元請及び下請関係適正化指導要綱	施工体制台帳、施工体系図の提出時に	第4条(下請負人の選定)	不可
	3 工事外注計画書	下請契約の予定金額の総額が4,000万円以上の場合(建築一式工事は6,000万円以上)	工事の請負に当たっての留意事項(新潟県)準拠	工事着手届と同時に	留意事項別記様式2	対象外
	4 工事カルテ(コリンズ登録)	請負額500万円以上(増額変更により請負金額が500万円になった場合も含む)	新潟県標準仕様書(県準拠)	契約後、変更時、完成後、土日祝日除き10日以内	仕様書1-1-1-6 コリンズ(CORINS)への登録	対象外
	5 品質証明員通知書	設計金額3億円以上の工事及び指定工事を対象(品質証明員経歴、経歴書)	新潟県標準仕様書(県準拠) 土木工事監督員技術基準	契約後7日以内	仕様書1-1-1-25 品質証明基準 別紙4	対象外
	6 品質証明書	臨時検査時及び完成検査時にその結果を所定の様式により提出	新潟県標準仕様書(県準拠) 土木工事監督員技術基準	竣工時	仕様書1-1-1-25 品質証明基準 別紙3	対象外
	7 建設業退職金共済制度の掛金収納書、掛金充当実績総括表	掛金収納書は請負契約締結後、原則1ヶ月以内に提示 実績総括表は工事完成時に提示	新潟県標準仕様書(県準拠)	着手前 竣工時	仕様書1-1-1-48 保険の付保及び事故の補償	不可
建設副産物関係	1 再生資源利用計画書	土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を搬入する場合	新潟県標準仕様書(県準拠)	竣工時	仕様書1-1-1-21 建設副産物	不可 単独で提出
	2 再生資源利用促進計画書	建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物を搬出する場合				
	3 再生資源利用実施書	土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を使用する工事で、工事完成時				
	4 再資源利用促進実施書	建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物を搬出する工事で、工事完成時				
	5 再資源化等完了報告書	特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したのちに提出する書類 最終請負額が500万円以上が対象				
	6 産業廃棄物処理委託契約書(写)	産業廃棄物管理票にかかわるすべての企業				
	7 産業廃棄物管理票総括表(マニフェスト)	産業廃棄物が法令どおりに処理されているかを証する書類の総括表				
	8 残土処理関係書類	請負金額50万円以上で残土処理があるもの 処理場の位置図、状況写真等処理状況が確認できる書類				
その他	1 関係官庁への許可申請(道路占用・道路使用・運行制限依頼・その他必要とする書類)	現場着手までに関係官庁の許可を受け、その書類(写し可)を竣工検査資料として提出する	新潟県標準仕様書(県準拠)	竣工時	仕様書1-1-1-42 官公庁等への手続等	単独で提示
	2 近隣協議資料	地域への工事説明や苦情などの対応記録		竣工時	仕様書1-1-1-42 官公庁等への手続等	単独で提示
	3 事故速報(事故発生時) 事故発生報告書	事故が発生した場合、直ちに事故の概要を監督員へ通報(事故速報は、受注者からの報告に基づき発注者が作成) 事故発生報告書は、事故発生日から7日以内に提出	新潟県標準仕様書(県準拠)	事故発生後速やかに	仕様書1-1-1-36 事故報告書	不可